

朝日町パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広く町民に関する計画、条例等の案を公表し、それに対する意見を考慮して意思決定を行うことにより、町民と協働による町政の推進をはかるため、パブリックコメントの手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、町の施策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を町民に公表し、これらについて提出された町民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する町の考え方を公表することで、町民の意見を町の政策に反映させる機会を確保する手段を言う。

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象となる計画等(以下「計画等」という。)は次に掲げるものとする。

(1) 町の政策に関する基本的な計画の策定又は変更

(2) 広く町民に義務を課し、又は権利を制限する条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料の徴収に関するものを除く)案の作成

(3) 広く町民の公共の用に供される施設の建設にかかる基本計画の策定又は変更

2 前項各号に掲げるもののほか、制定又は改廃をしようとする制度等の趣旨に照らし、パブリックコメントを実施することが適当なものについては、その実施に努めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、迅速性若しくは緊急性を要するもの、軽微なもの又は行政の裁量の余地がないものについては、パブリックコメントを適用しないことができる。

(意見提出者)

第4条 この要綱に基づき意見を提出することができる者は、次に掲げるものとする。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

(3) 町内に存在する事務所又は事業所に勤務する者

(4) パブリックコメントにかかる事案に利害関係を有する者

(実施機関)

第5条 この要綱に基づきパブリックコメントを実施する機関(以下「実施機関」という。)は町長、教育委員会、農業委員会、病院事業管理者とする。

(実施時期)

第6条 実施機関は、計画等を決定する前に相当の期間を設けて、その案を公表し、町民の意見を求めるものとする。

(案等の公表)

第7条 計画等の案を公表するときは、案そのもの又は案の内容を明確に示すものにより行うものとする。

2 前項の規定により公表する案又は資料(以下「案」という。)の情報量が膨大なときは、その概要及び情報のすべてを知り得る方法を公表するものとする。

(公表の方法)

第8条 案等の公表は、次に掲げる方法を活用し、町民が容易に入手できるようにするものとする。

- (1) 実施機関の事務所での閲覧
- (2) 町立中央公民館及び町立西部・北部公民館での閲覧
- (3) 広報あさひまち
- (4) 朝日町ホームページ
- (5) その他適当と認める方法

(意見の提出期間)

第9条 意見の提出期間は、案等を公表した日から概ね1ヶ月とし、案等の公表時に提出期限を明示するものとする。

(意見の提出方法)

第10条 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他適当と認められる方法とする。

2 意見を提出する者は、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者名とする。)並びに電話番号を記載するものとする。

(意見の処理)

第11条 実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見に対する考え方を取りまとめ、提出された意見と併せて公表するものとする。

3 提出された意見を踏まえ、公表した案から修正を行ったときは、その修正内容及び修正理由を公表するものとする。

4 前2項の規定による公表は、計画等の決定までに行うものとする。

5 提出された意見が、朝日町情報公開条例(平成11年条例第3号)に規定する非公開情報にあたるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

6 意見提出者の氏名その他個人情報、公表しない。ただし、案等の公表の際に、当該情報を公表する予定であることを明示している場合はこの限りでない。

(特例措置)

第12条 計画等について審議会その他の附属機関で審議する場合であつて、当該附属機関がパブリックコメントと同様の手続きを経て意思決定を行い、かつ、町長が当該意思決定を受けて実質的に同じ内容の決定をする場合には、改めてパブリックコメントを実施しないことができる。

(実施状況の公開)

第13条 町長は、定期的に各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況を取りまとめ公表するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に関し、必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。